

## 進修館ファンクラブの会員規約

(名称)

第1条 本会は、進修館ファンクラブと称する。

(目的)

第2条 本会は進修館を愛し、この施設を後世まで残そうという熱意を持つ市民により構成され、進修館の運営に関心を持ち、積極的に支えることを目的とする。

(運営主体)

第3条 本会の事務局は宮代町コミュニティセンター進修館（以下「進修館」という）の指定管理者がおこなうものとする。

(会員)

第4条 本会の会員とは以下のものをいう。

- ・年会費5000円（その一部は修繕費として寄付されます。）を納める。
- ・年2回 郵送での案内を受け取ることができる。
- ・進修館が行う年1回の会員限定イベントに参加することができる。
- ・正会員自らが主催するイベントの中で、その企画内容が進修館の運営コンセプトに合致していると認められるものについては優先的に施設の予約を行うことができる。（協力開催）

2 会員期間は一年間とし、退会の届け出がない限り自動更新とする。ただし、第8条に定める所定の手続きにより退会することができる。

3 会員は、居住地や年齢を問わない。（15歳未満は、保護者の同意を必要とする。）

(会員の役割)

第5条 会員は、次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 進修館が主催するイベントに負担のない範囲で参加する。
- (2) 事務局が提供する情報を確認し、進修館に愛着を持つ。
- (3) 事務局が実施する広報活動、アンケート調査等に協力する。
- (4) 会員自ら積極的に進修館を利用する。

(登録)

第6条 会員になろうとする者は、登録申込書を提出するものとする。

(登録事項の変更)

第7条 会員の登録事項に変更があった場合は、事務局に速やかに届け出るものとする。

2 前項に該当する届け出がない為またはその届け出が不十分である為、事務局からの通知その他の送付物が延着または未着となった場合は、事務局は当該送付物が通常到着すべきときに会員に到着したものとみなし、その責任を負わないものとする。

(退会)

第8条 会員が退会しようとする場合は、事務局に届け出るものとする。また、次に掲げる事項のいずれかに該当した場合は退会したものとみなすことができる。

- (1) 会員が退会する旨を事務局に申し出たとき。
- (2) 申込書に記載された連絡先へ一定期間（約3ヶ月）連絡がとれないとき

(会員資格の喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当した場合は、会員資格を喪失する。

- (1) 会員が死亡した場合
- (2) 故意または重大な過失により本会に損害を与えた場合
- (3) その他会員としてふさわしくない行為があった場合

(報酬等)

第10条 本会は、会員に対して報酬等の対価の支給及び旅費等の費用弁償をしないものとする。

(会計)

第11条 毎年4月1日から翌年3月31日までの会費収入の使い方について事務局より会員に報告を行う。

(個人情報)

第12条 宮代町個人情報保護条例を遵守し、個人情報の取り扱いを行うものとする。

2事務局は、次に掲げる場合を除いて、会員の個人情報を第三者に開示及び提供しないものとする。

- (1) 本人の承諾がある場合
- (2) 公共の利益の保護のため必要がある場合又は法令により開示を求められた場合
- (3) 各種文書の発送について外部業者に委託する場合

(会則の変更)

第13条 本会運営上必要と認めた場合は、予告なく本規約を変更する場合がある。その場合は、ホームページへの掲載により告知するものとし、その告知をもって変更の効力を生じるものとする。

(その他)

第14条 この要項に定めるもののほか、本会運営等に関し必要な事項は、事務局が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規約は、2019年5月1日から施行する。